

## マーケット・アクセス・ルールの導入等について

2020年1月30日  
株式会社大阪取引所

### I. 趣旨

当社では、昨今の市場参加者による取引の自動化・高速化等を背景として、取引参加者による適切な注文管理の重要性が益々高まっている状況を踏まえ、より一層の市場の安定性・信頼性向上の観点から、取引参加者における注文管理体制に関する規則について以下の見直しを行うこととします。

### II. 概要

項目	内容	備考
1. 直接的かつ排他的な管理形態の義務付け	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者は、顧客の注文管理に係る制限または措置に関して、直接的かつ排他的な管理権限のもとで行わなければならないものとします。</li><li>「直接的かつ排他的」とは、顧客の注文管理に係る制限又は措置に関して、取引参加者のみがその管理（例えば、リスク・パラメータの設定・変更等）を実施可能であるとともに、顧客がその設定内容等の改竄を行えないような状況を指します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な管理方法としては、例えば、以下のような形態が考えられます。</li><li>- 取引参加者が独自に開発した、顧客から物理的に独立したシステムの利用</li><li>- 独立した第三者（ベンダーや当社等）が提供するリスク・チェック用のソリューションの利用（取引参加者が直接的かつ排他的な管理権限を有する場合に限ります）</li><li>顧客の管理するシステムに取引参加者が求めるリスク・チェックに係るソフトウェアを導入し、設定項目やパラメータが変更されていないことを確認するような間接的な管理方法については、直接的かつ排他的とは認められません（予め契約等で顧客が設定項目やパラメータ変更を行わないことを約してい</li></ul>

項目	内容	備考
		<p>る場合を含みます)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• J-GATE の Trade Guard は、直接的かつ排他的な管理形態であると考えられます。</li> </ul>
2. 発注抑止機能の導入の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引参加者は、発注システム（顧客側のシステムを含む。）の誤作動等により予期しない異常な注文の発注等がなされた場合、直ちに当社市場に対する新規注文の発注を抑止する措置を講じなければならないものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高速取引行為を受託する証券会社においては、「高速取引行為の受託等の態勢に関する J-GATE チェックリストの導入について」（2019 年 3 月 29 日 OSE 市企第 19 号）にて要請したチェックリストに基づく対応が引き続き必要となります。</li> </ul>
3. 意図的なエラー注文の発注等を利用した注文管理形態の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引参加者が定めた発注制限値等に抵触した注文について、取引参加者のシステムにおいて適切に対処しなければならない旨を明確化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、取引参加者システムにおいて、取引所システム側で明らかにエラーとなるようにパラメータ等を書き換えた上で取引所へ発注する手法を用いた注文管理形態は認められません。</li> <li>• 注文管理に関するガイドラインにおいて、こうした管理形態を禁止する旨を明確化します。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

2021 年 1 月を目途に実施します。

以 上